

節税レポート



会社を設立された経営者の皆様へ

(会計とはなにか?)

発行日 2006.10.10.

テーマ 青色申告の承認申請他

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

新しく会社を設立された方のほとんどが、会計、経理に関する知識を持っていないと思われます。商売が上手だ、ソフト開発能力は抜群だ等々の技術を生かして事業を立上げられたのでしょう。

しかし、本業のみに集中して、経理面を疎かにすることは、目隠したまま、走るのと同じです。

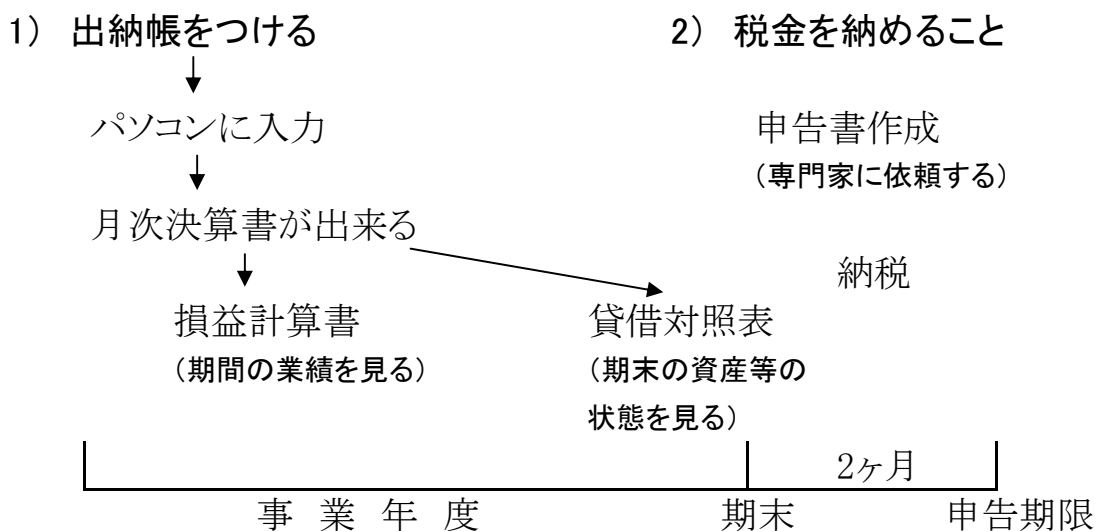
自分が考えたやり方が、成果をあげているか。売上は？ 予想通りか。経費は？ そして利益はどれだけ、上がっているのか？

チェックしなければなりません。時々立ち止まり、見直し、対策を打ったりするために経理が必要なのです。

金融機関、税務署に提出するための資料つくりのために、経理があるわけではありません。

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	okaza-oz@s2.webjapan.ne.jp
URL	www.kaikei-home.com/okazaki-office

1 経理の仕事の範囲



2 業績把握のためには

1) 現金出納帳

小遣い帳と同じですので、誰でもつけれます。

支払を全て預金からすれば、現金出納帳は不要となります。

2) 預金出納帳

預金通帳の余白にメモを入れると、そのまま預金出納帳になります。

3) 簿記の知識が無くとも、月々の業績までは、自社で把握出来ます。パソコンは文房具化しております。また簡単なソフトが沢山ありますので、簿記の知識のない人でも、入力できます。

これまで、会計事務所に頼んでいたことも、自社にて必要に応じて出来る時代です。そして、素早く対策を打てる世の中です。

3 決算書類

1) 損益計算書

一定期間の成績表です。頑張った結果、どれだけ利益をだせたかを見ます。

売上高		〇〇〇
費用	-	<u>△△△</u>
利益		XXXX

2) 貸借対照表

一定時点の資産、負債、資本の残高を表します。

資 産	負 債
	資 本

4 税金

1) 主な税金

税目	納付先	課税標準	納期限
法人税	国	所得	期末から2ヶ月以内
事業税	東京都	所得	”
都民税	東京都	法人税額	”
消費税	国	課税売上 -課税仕入	”

2) 会計上の利益 ≡ 税法上の所得

会計上費用とされるものでも、税務上損金と認められないものがあります。
(法人税、減価償却超過額等)